ハ　前項第一号の認定承継会社の令第二十九条の三第八項第二号に掲げる資産（特定資産を除く。）が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類

ニ　その他参考となるべき書類

二　前項第二号に掲げる経営承継相続人等　次に掲げる書類

イ　前項第二号の認定承継会社の従業員数証明書その他の書類で当該認定承継会社の平成二十三年三月十日又は警戒区域設定指示等が行われた日の前日における常時使用従業員の総数並びに当該認定承継会社の令第二十九条の三第九項第一号及び第二号に掲げる常時使用従業員の数の合計数を明らかにするもの

ロ　前項第二号の認定承継会社の令第二十九条の三第九項第一号の事業所の常時使用従業員が平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間継続して当該認定承継会社の本来の業務に従事することができなかったことを明らかにする書類

ハ　市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で前項第二号の認定承継会社の令第二十九条の三第九項第一号の事業所が東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したことを明らかにするもの

ニ　前項第二号の認定承継会社の令第二十九条の三第九項第二号の事業所が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類

ホ　その他参考となるべき書類

三　前項第三号に掲げる経営承継相続人等　次に掲げる書類

イ　前項第三号の認定承継会社の損益計算書その他の書類で令第二十九条の三第十一項第一号及び第二号に掲げる金額を明らかにするもの

ロ　前項第三号の認定承継会社の登記事項証明書（東日本大震災の発生直前における本店所在地が記載されているものに限る。）

ハ　市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で前項第三号の認定承継会社が東日本大震災の発生直前において現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失し、又は損壊したことを明らかにするもの

ニ　その他参考となるべき書類

第十四条の四第七項中「第二十九条の四第七項及び第八項」を「第二十九条の四第八項及び第九項」に、「同条第五項及び第六項」を「同条第六項及び第七項」に改める。

第十四条の五第一項中「第十四条の三第八項」を「第十四条の三第十項」に改め、同条第二項中「第十四条の三第十二項」を「第十四条の三第十四項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（被災した認定贈与承継会社等についての納税猶予の特例に関する経過措置）

2　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下「改正法」という。）附則第百条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の三及び第三十八条の四の規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百七十号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の三及び第二十九条の四の規定に基づく改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の三（第三項第二号、第五項、第八項第二号、第十項、第十二項第二号及び第十四項を除く。）及び第十四条の四の規定は、なおその効力を有する。

3　改正法附則第八十六条第四項各号に掲げる経営承継受贈者、同条第八項各号に掲げる経営承継相続人等又は同条第十二項各号に掲げる経営相続承継受贈者が改正法附則第百条第三項の規定の適用を受けた場合には、改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の三第四項第二号、第六項、第十項第二号、第十二項、第十四項第二号及び第十六項の規定を適用する。

○経済産業省令第三十三号

電気用品の技術上の基準を定める省令の全部を改正する省令（平成二十五年経済産業省令第三十四号）の施行に伴い、この省令を制定する。

平成二十五年七月一日

経済産業大臣　茂木　敏充

電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令

電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

（適合性検査の方法）

第十四条　法第九条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　法第九条第一項第一号に掲げるもの　法第八条第一項に規定する技術基準への適合を確認するために適切と認められる方法

二　法第九条第一項第二号に掲げるもの　試験用の特定電気用品について法第八条第一項に規定する技術基準への適合を確認するために適切と認められる方法及び当該試験用の特定電気用品に係る適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備について次条で定める基準への適合を確認するために適切と認められる方法

第十九条第一号中「（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下この条において「基準省令」という。）第一項に係るものに限る。）」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「（基準省令第一項に係るものに限る。）」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条第五号中「（基準省令第一項に係るものに限る。）」を削り、同号を同条第三号とし、同条第六号を削り、同条第七号中「（基準省令第一項に係るものに限る。）」を削り、同号を同条第四号とし、同条第八号中「（基準省令第一項に係るものに限る。）」を削り、同号を同条第五号とし、同条第九号を削り、同条第十号中「（基準省令第一項に係るものに限る。）」を削り、同号を同条第六号とし、同条第十一号を削り、同条第十二号中「（基準省令第一項に係るものに限る。）」を削り、同号を同条第七号とし、第十三号を削り、同条第十四号中「（基準省令第一項に係るものに限る。）」を削り、同号を同条第八号とし、同条第十五号中「第三号」を「第二号」に、「除き、基準省令第一項に係るものに限る。」を「除く。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十六号を削り、同条第十七号中「（基準省令第一項に係るものに限る。）」を削り、同号を同条第十号とし、同条第十八号を削る。

別表第二配線器具の表差込みプラグの項中「（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「技術基準省令」という。）別表第四6(1)ニ(ホ)aに定める寸法に適合するものの場合に限る。）」を「（別表第二の一aに掲げる寸法に適合するものの場合に限る。）」に、「（技術基準省令別表第四6(1)ニ(ホ)bに定める寸法に適合するものの場合に限る。）」を「（別表第二の一bに掲げる寸法に適合するものの場合に限る。）」に、同表1　コンセント2　マルチタップ3　コードコネクターボディ4　アイロンプラグ5　器具用差込みプラグ6　その他の差込み接続器の項中「（技術基準省令別表第四6(1)ニ(ホ)aに定める寸法に適合するものの場合に限る。）」を「（別表第二の一aに掲げる寸法に適合するものの場合に限る。）」に、「（技術基準省令別表第四6(1)ニ(ホ)bに定める寸法に適合するものの場合に限る。）」を「（別表第二の一bに掲げる寸法に適合するものの場合に限る。）」に改める。